

# 山梨県公報

第二千三百六十四号

平成二十五年

十月二十八日

月 曜 日

## 目次

職業訓練指導員試験の実施……………六九三  
 公共測量の終了について……………六九五  
 公共測量の実施……………六九五  
 開発行為に関する工事の完了について……………六九五

## 公 告

● 職業訓練指導員試験の実施  
 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第三十条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。  
 平成二十五年十月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 試験を実施する職種及び試験科目  
 1 次の職種について学科試験を行う。  
 機械科、電子科及び和裁科  
 2 試験の科目は、次のとおりとする。

職種	学 科 試 験 の 科 目	
	関 連 学 科	指 導 方 法
機械科	一 系基礎学科 1 機械工学(機械要素 機構と運動) 2 材料(材料力学 金属材料 非金属材料 潤滑油及び切削剤) 3 工作法(NC加工法 機械工作法 治具工)	一 職業訓練原理 二 教科指導法 三 訓練生の心理 四 生活指導 五 職業訓練関係法規

電子科
一 系基礎学科 1 電気理論(電気磁気学 直流及び交流理論) 2 電子工学(デジタル回路 アナログ回路 半導体工学 測定法) 3 電気・電子機器(電気機器 電子機器) 4 材料(電気材料 電子部品) 5 安全衛生(安全管理 衛生管理) 二 専攻学科 1 通信工学(情報理論 通信システム方式 伝送工学 通信処理) 2 機器設備(端末設備 伝送交換設備 ネットワーク) 3 制御工学(制御理論 数値制御 コンピュータ制御) 4 工作法(電子回路の設計 電子機器の組立て、修理及び調整法)

和裁科
一 系基礎学科 1 裁縫知識(裁縫工程 裁縫用具 見積り) 2 縫製法(縫製法 縫製用材料) 3 安全衛生(安全管理 衛生管理) 二 専攻学科 1 和裁法(裁縫工程 和服の種類 裁縫法) 2 被服学(被服史 被服論 被服科学 服装美)

3 前記以外の職種についても、一級の技能検定若しくは単一等級の技能検定に合格した者又は他の法令による資格取得者であつて、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除されるものに対して、指導方法のみの試験を行う。

二 受験資格

- 1 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。
    - (一) 職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定に合格した者
    - (二) 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）第四十五条の二第二項又は第三項に規定する者
  - 2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
    - (一) 成年被後見人又は被保佐人
    - (二) 禁錮以上の刑に処せられた者
    - (三) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者
- 三 試験の免除  
 実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部の免除を受けることができる者及びその受けることができる免除の範囲は、次のとおりとする。

全職種共通	免除を受けることができる者	免除の範囲
免除職種	免除を受けることができる者	免除の範囲
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	実技試験の全部	学科試験のうち関連学科試験のうち関連学科
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	実技試験の全部	学科試験のうち関連学科試験のうち関連学科

省令別表第十一の三に掲げる免許職種	省令別表第十一の三の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	省令別表第十一の三の免除職種の欄に掲げる免除の範囲の欄に掲げる試験
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科又は専攻学科に合格した者	職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）	職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科に合格した者	免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科に合格した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科に合格した者	免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科に合格した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科に合格した者	免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科に合格した者	学科試験のうち関連学科

四 試験の日時及び場所

- 1 日時 平成二十六年一月二十四日（金）午前九時
- 2 場所 甲州市塩山上於曾千三百八番地 山梨県立産業技術短期大学校塩山キャンパス

五 受験手続

- 1 受験申請書類
  - 職業訓練指導員試験受験申請書、履歴書、身分証明書、写真二枚（申請日前六月以内に撮影した正面脱帽、上半身像で縦四センチメートル、横三センチメートルの写真で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。申請書及び受験票（控）に貼り付けること。）及び受験資格を有することを証明する書類

2 試験の免除申請  
試験の免除を受けようとする者は、三の表に掲げる者に該当することを証する書類を添付すること。

3 申請書類の提出先  
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県産業労働部産業人材課（郵送により受験申請をする場合は、必ず書留郵便とすること。）

4 申請書類の受付期間  
平成二十五年十一月五日（火）から同月二十二日（金）まで。ただし、郵送の場合は同日までの消印のあるものを有効とする。

5 受験手数料  
三千百円（職業訓練指導員試験受験申請書に、三千百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。）

6 受験手数料は、申請を取り消し、又は受験をしなかった場合でも、還付しない。  
受験申請を受け付けた後、その内容を審査の上、受験資格を有すると認められる者に受験票を交付する。

六 可否判定の基準

1 学科試験の指導方法、系基礎学科及び専攻学科のすべてについて満点の六割以上の得点があり、かつ、学科試験のうち系基礎学科及び専攻学科の科目のすべてについて満点の五割以上の得点がある場合は、合格とする。

2 学科試験のうち指導方法について満点の六割以上の得点がある場合（1に該当する場合を除く。）は、指導方法に限り合格とする。

3 学科試験のうち、系基礎学科又は専攻学科について満点の六割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目のすべてについて満点の五割以上の得点がある場合（1に該当する場合を除く。）は、当該学科に限り合格とする。

七 合格発表

平成二十六年二月十七日（月）午前十時に山梨県庁東側掲示板（スクランブル交差点脇）及び山梨県ホームページに合格者及び一部合格者の受験番号を掲示するとともに受験者に可否を書面で通知する。

八 その他

1 職業訓練指導員試験受験案内及び申請書用紙は、山梨県産業労働部産業人材課、山梨県立産業技術短期大学校、山梨県立峡南高等技術専門校及び山梨県立就業支援センターにおいて配布する。

2 受験に関する注意事項（集合時刻、携帯品等）は、後日受験票をもって通知する。

3 試験についての不明な点は、山梨県産業労働部産業人材課（甲府市丸の内一丁目六番一号（電話〇五五 二二三 一五六六））に問い合わせること。

● 公共測量の終了について

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成二十五年十月十五日付けで甲府河川国道事務所から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成二十五年十月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 公共測量（道路計画図作成）
- 二 作業期間 平成二十五年五月十一日から平成二十五年十月十一日まで
- 三 作業地域 北杜市

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十五年十月七日付けで都留市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十五年十月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 公共測量（デジタル撮影 一万分の一）
- 二 作業期間 平成二十五年十月八日から平成二十六年三月三十一日まで
- 三 作業地域 都留市全域

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十五年十月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
笛吹市一宮町国分字大窪一〇〇二の一、一〇〇四の一及び一〇〇四の一〇並びに字築地九三の一並びに字南条二八三の一、二八四の一、二八五の一、二八五の二及び二八五の三及び二八五の五並びに字佐渡橋下一〇二八の二、一〇二八の七の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
山梨県笛吹市一宮町国分千十四番地一 エルテックサービズ株式会社 代表取締役

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番